

第3号被保険者の特例届出について

【平成17年4月～】

【現在】

第3号被保険者の届出を遅れて行った場合
2年前までの期間：保険料納付済期間に算入
それ以前の期間：保険料未納期間

未届が第3号被保険者本人の責任とは言い難い事例（下記1、2）がある中で、このままでは、低年金、無年金となる場合が生じる。

【救済措置の概要】

過去の未納期間について、特例的に届出を認め、届出に係る期間は保険料納付済期間とする。

今後は、2年以上遅れて3号の届出をした場合に、やむを得ない事由がある場合には、2年前以前の期間も保険料納付済期間に算入

（事例1） 第3号被保険者がパートとして就職し、2号被保険者となったにもかかわらず、会社からその旨の通知がなされておらず、本人は3号のままと誤解。退職した後は、本来なら2号から3号となる届出をしなければならないにもかかわらず、本人はずっと3号であったと誤解しており、届出を行わなかった。

（事例2） 第2号被保険者である配偶者（夫）が失業し（いったん1号被保険者となり）、短期間で再就職して再度第2号被保険者となった場合、被扶養配偶者（妻）は、いったん第3号被保険者ではなくなり、夫が再び2号となったときに3号の届出が必要となるが、その状態は変わらないため、届出の必要性を意識しなかった。

【イメージ図】

